

内水氾濫シミュレーションモデル

内水氾濫シミュレーションモデルは、対象区域（約 19,000ha）をモデル化しました。モデルは「地表モデル」「河道・水路モデル」「施設モデル」で構成しています。

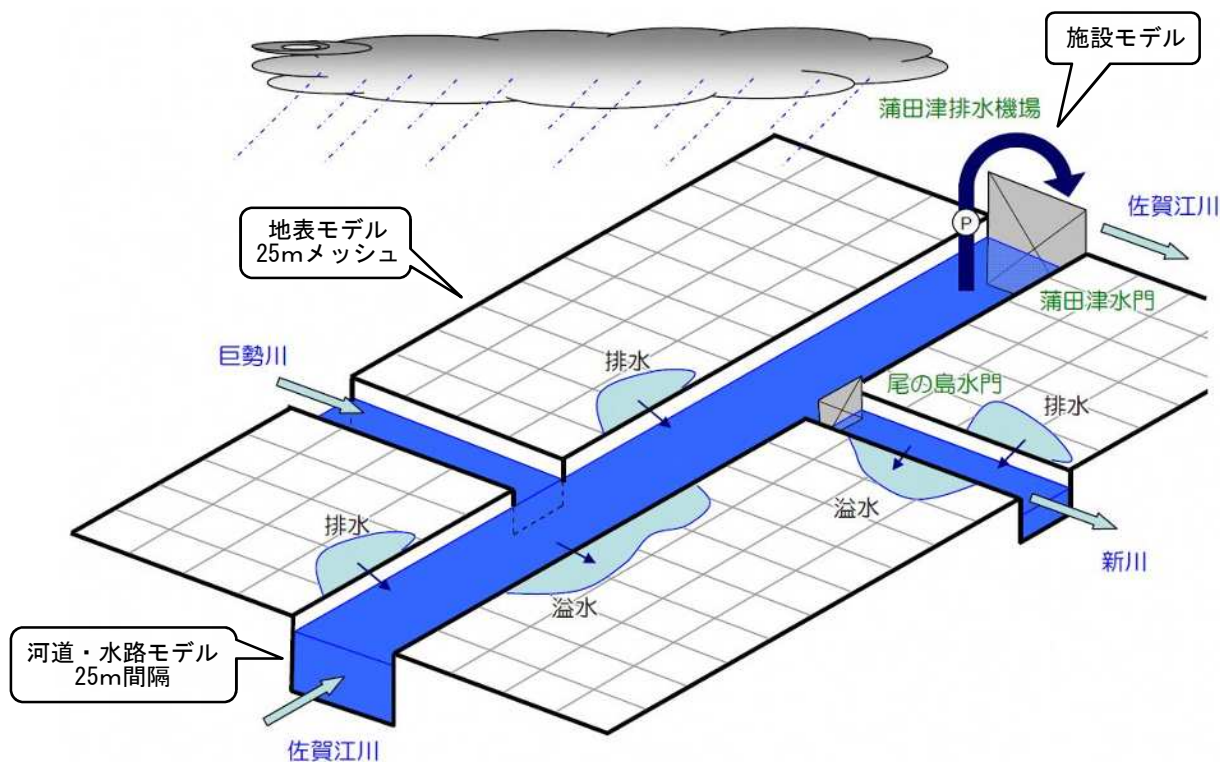


図 1 内水氾濫シミュレーションモデルのイメージ図

表 1 内水氾濫シミュレーションモデルの作成

モデルの構成	内容	作成法
地表モデル	対象区域（面積約 19,000ha）の地表凹凸や土地利用をモデル化し地表の流れを再現	平成 21, 24 年度の航空測量データ及び平成 30 年の土地利用データからモデルを作成
河道・水路モデル	河道・水路をモデル化し流れを再現	既存の河川や水路の縦横断測量図等より、河道・水路のモデルを作成
施設モデル	水門・樋門、排水機場等の規模と操作をモデル化し施設の運用を再現	既存施設の規模・能力及び操作規則によりモデルを作成

佐賀市排水対策基本計画検討委員会 設置要綱

(設置及び目的)

第1条 佐賀市内の浸水被害軽減に係る事項の検討を行い、現行の佐賀市排水対策基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しを図るため、佐賀市排水対策基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 基本計画の内容検討に関すること。
- (2) 排水対策を実現化する方策検討に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 農業及び漁業関係団体代表
- (4) 行政関係機関
- (5) その他、特に市長が委嘱の必要があると認める者

3 委員の任期は、委員会の所掌事務が終了したときまでとする。

4 委員が任期途中で交代するときは、必要に応じて、速やかに市長が後任の委員を委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

(職務代理)

第5条 委員長は、病気その他の事由によりその職務を自ら行うことができない場合は、職務代理者がその職務を代理する。

2 職務代理者は委員長があらかじめ委員の中から指名するものとする。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会は、委員(委員長、職務代理者を含む)の過半数が出席しなければ、開催できない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部河川砂防課において処理する。

附 則

この要綱は令和元年8月27日から施行する。

佐賀市排水対策基本計画検討委員会 委員名簿

※50音順・敬称略

	委員名	所属等	備考
1	ウォンタナーストーン ナルモン	佐賀大学 理工学部 理工学科 都市工学部門 准教授	
2	宇曾谷 隆博	佐賀県 県土整備部 河川砂防課長	
3	江頭 忠則	佐賀県有明海漁業協同組合 専務理事	
4	大串 浩一郎	佐賀大学 理工学部 理工学科 都市工学部門 教授	委員長
5	小城原 直	佐賀市自治会協議会 会長	
6	岸川 俊介	佐賀県 県土整備部 下水道課長	
7	古賀 香光	市民代表	
8	式町 郁子	市民代表	
9	田中 満昭	国土交通省 武雄河川事務所(佐賀庁舎) 技術副所長	
10	鶴田 忠則	市民代表	
11	平井 新太郎	国土交通省 筑後川河川事務所 技術副所長	
12	武藤 正澄	佐賀県 農林水産部 農地整備課長	
13	山下 武則	佐賀土地改良区 事務局長	
14	雪竹 義雄	佐賀市生産組合協議会 会長	